

札幌市在宅高齢者等・重度障がい者（児）紙おむつサービス事業実施要綱

（平成 18 年 6 月 2 日 保健福祉局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、失禁のためおむつを使用することが必要な在宅の高齢者等及び中度以上の認知症の者並びに感覚マヒ等により常時おむつを必要とする在宅の重度障がい者（児）に対して紙おむつを支給する事業（以下「紙おむつサービス」という。）を実施することにより、本人及び介護にあたる同居家族等の日常生活における負担の軽減と保健衛生の向上を図り、もって、高齢者等福祉及び重度障がい者（児）福祉の増進を図ることを目的とする。

（対象者）

第 2 条 紙おむつサービスを受けることができる者は、本市内に居住し、次の各号第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する者（以下「支給対象者」という。）とする。

(1) 在宅の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する「要介護者」であり、排尿又は排便に介助を必要とし、おむつの使用が必要と認められる者で、次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 要介護 4 又は 5 の者で、認定調査票の「排尿」又は「排便」のいずれかの項目が「全介助」となっている者

イ 要介護 3 の者で、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する者

(ア) 認定調査票の「認知症高齢者の日常生活自立度」の項目がⅢ以上の者

(イ) 認定調査票の「排尿」又は「排便」のいずれかの項目が「全介助」となっている者

(2) 在宅の重度障がい者（児）で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持し、常時おむつの使用が必要と認められる者で、原則として 3 歳以上の者

2 前項の規定にかかわらず、紙おむつサービスの申請日以前に本人又は介護にあたる同居家族等が第 10 条各号のいずれかに該当したときは、支給対象者とししないものとする。

（支給）

第 3 条 市は、この要綱の規定により支給の承認を得た支給対象者（以下「利用者」という。）に、毎月、紙おむつを支給する。この支給の実施にあたる者（以下「指定業者」という。）は、市が指定し、配達は月に 1 回とする。利用者は市と指定業者があらかじめ契約した品目の中から、任意の品目につき毎月上限額 6,500 円以内で支給を受けられるものとする。なお、同時に複数の指定業者からの支給は受けられないものとする。

(費用の負担)

第4条 前条の規定による支給について、利用者の負担額は次の各号とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受ける被保護者は、0円
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の適用を受ける中国残留邦人等は、0円
- (3) 前2号に定める以外の者は利用額の1割

2 前項第3号に規定する者は、紙おむつサービスを受けるつど、負担額を指定業者に支払うものとする。

(申請)

第5条 紙おむつサービスを受けようとする者又はその介護者（以下「申請者」という。）は、札幌市福祉サービス共通様式等に関する要綱（以下「共通要綱」という。）に定める申請書（共通様式1）をその居住する地域を所管する保健福祉部長に提出し、その承認を受けなければならない。

(決定及び通知)

第6条 保健福祉部長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、可否を決定し、その結果を申請者に、共通要綱に定める決定通知書（共通様式8）又は却下通知書（共通様式11）により通知するものとする。

2 前項の規定により、承認した申請書を受理した日が、当該月の初日から20日までにあつては当該月から、21日から末日までにあつては当該月の翌月からそれぞれ紙おむつの支給を開始するものとする。

3 保健福祉部長は、第1項の規定により決定した利用者に対し、紙おむつサービス利用券（以下「利用券」という。）をひと月1枚として年度分交付するとともに、指定業者には、共通要綱に定める決定通知書（共通様式8）により通知し、支給を依頼するものとする。

(利用の変更)

第7条 利用者は、紙おむつサービスの内容について変更を希望するときには、当該変更の実施を希望する月の前月の末日までに申請書を保健福祉部長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請については、前条の第1項及び第3項の規定を準用する。

保健福祉部長は、第1項の規定による変更に伴い、紙おむつサービスを実施する指定業者を変更する場合は、変更前の指定業者にその旨通知するものとする。

3 利用者は、変更前に交付を受けた利用券の未使用分を保健福祉部長に返還しなければならない

ない。

(利用の停止及び取消し)

第8条 利用者又はその介護者は、利用者が入院した場合、その旨を保健福祉部長に届出し、保健福祉部長は支給を停止するものとする。

2 利用者又はその介護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を保健福祉部長に届け出るものとする。

(1) 第2条第1項に定める支給対象者の要件を備えなくなったとき。

(2) 紙おむつサービスの利用を辞退したとき。

(3) 利用者が施設入所、市外転出又は死亡したとき。

3 保健福祉部長は、前項に規定する届出を受けたとき、又は利用者が前項第1号又は第3号に規定する要件に該当することが判明したとき、第10条に定める要件に該当したときは、支給の承認を取消し、共通要綱に規定する廃止通知書（共通様式10及び10の2）により、利用者及び指定業者に対し通知するものとする。

4 第1項又は第2項に該当したときは、当該届出人又は利用者は、利用券の未使用分を保健福祉部長に返還しなければならない。

(受給の方法等)

第9条 利用者又はその介護者は、紙おむつサービスを受けるにあたり次の各号に規定する事項を守るものとする。

(1) 毎月の紙おむつの配送にあたり、あらかじめ、指定業者と配送日を決めておくこと。

(2) 紙おむつが配送されたときは、該当月分の利用券及びおむつ支給明細票を指定業者に提出すること。

(3) 利用券に利用者負担額が記載されている場合には、その金額を直接指定業者に支払うこと。

(4) 第三者に紙おむつを譲渡又は転売しないこと。

(本市負担金額の返還)

第10条 市は次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者又はその介護者等に対し、当該利用者に提供した紙おむつサービスに要する費用から、第4条第1項に規定する利用者の負担額を除いた額を返還させることができる。

(1) 利用者又はその介護者等が、第三者に紙おむつを譲渡又は転売した場合

(2) その他保健福祉部長が紙おむつサービスの受給について不正があると認める
場合

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は保健福祉局高齢保健福祉部長及び障がい保健福祉部長が別にこれを定める。

附 則

- 1 この要綱は平成 18 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 札幌市高齢者おむつサービス事業実施要綱（平成 3 年 6 月 21 日民生局長決裁）及び札幌市在宅重度心身障害者（児）紙おむつ支給事業実施要綱（昭和 59 年 4 月 1 日民生局長決裁）（以下「各旧要綱」という）は廃止する。
- 3 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において各旧要綱により紙おむつの支給を受けている者は、施行日において、第 5 条 1 項の規定により、支給に係る承認を受けたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は平成 21 年 4 月 1 日から施行するものとし、平成 21 年 4 月 1 日の申請から適用する。
- 2 札幌市在宅高齢者重度心身障がい者（児）紙おむつサービス事業の取扱いについて（平成 20(2008)年 3 月 31 日付け札介保第 1454 号、保健福祉局保健福祉部介護保険課介護予防担当課長障がい福祉課長通知）については廃止する。
- 3 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において旧要綱により紙おむつの支給を受けている者は、施行日において、第 2 条第 1 項の規定により、支給に係る承認を受けたものとみなす。
- 4 この要綱は平成 24 年 4 月 1 日から施行するものとし、平成 24 年 4 月 1 日の申請から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 8 月 8 日から施行し、平成 25 年 8 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の第 4 条第 1 項第 1 号に規定する生活保護法の適用を受ける被保護者で、平成 25 年 8 月 1 日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者に係る利用者費用額については、平成 26 年 6 月 30 日までの間は、なお従前の例による。

- 3 この要綱の第4条第1項第2号に規定する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の適用を受ける中国残留邦人等で、平成25年8月1日施行の生活扶助基準の改正に伴う支援給付基準の改正により支援給付が廃止された者に係る利用者費用額については、平成26年6月30日までの間は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の第4条第1項第1号に規定する生活保護法の適用を受ける被保護者で、平成26年4月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者に係る利用者負担額については、平成27年6月30日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この要綱の第4条第1項第2号に規定する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の適用を受ける中国残留邦人等で、平成26年4月1日施行の生活扶助基準の改正に伴う支援給付基準の改正により支援給付が廃止された者に係る利用者費用額については、平成27年6月30日までの間は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の第4条第1項第1号に規定する生活保護法の適用を受ける被保護者で、平成30年10月1日施行の生活保護基準の改正に伴い生活保護が廃止された者に係る利用者負担額については、平成31年6月30日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この要綱の第4条第1項第2号に規定する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の適用を受ける中国残留邦人等で、平成30年10月1日施行の生活保護基準の改正に伴う支援給付基準の改正により支援給付が廃止された者に係る利用者費用額については、平成31年6月30日までの間は、なお従前の例による。